

気象警報等発令時の授業措置について

気象庁発表の防災気象情報において、「川崎市」に①から③のいずれかの警報が発令されている場合の授業の措置は、次の通りとします。

- ① 「レベル4大雨危険警報」、「レベル5大雨特別警報」のいずれか。
- ② 「特別警報」のうち、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」のいずれか。
- ③ 「警報」のうち、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」のいずれか。

- 1 午前6時30分の時点で「川崎市」に前記の警報が出ている場合、自宅待機とします。
- 2 午前6時31分以降「川崎市」で「警報」が解除され、小田急線が「登戸～相模大野の間、および多摩線の両方」で動いている場合、下の表のとおり授業を再開します。

警報解除は、気象庁の発表を基とします。自分でニュース・気象情報等により、必ず気象・交通状況を確認するようにしてください。

午前6時31分以降に「警報が解除され、運転が再開された場合」の対応について

午前6時31分～7時30分	9時50分、2校時から授業
午前7時31分～8時30分	10時50分、3校時から授業
午前8時31分～9時30分	11時50分、4校時から授業
午前9時31分～10時59分	13時10分登校（HR教室へ）、SHRを受けて5校時から授業（5校時の授業がない生徒は登校する必要はなく、SHRを受ける必要もなし。）

※ なお「川崎市」に上記の警報が出ていなくても、次に当てはまる場合は、自宅待機してください。

(ア) あなたが住んでいる市町村に、上記①から③のいずれかの警報が出ている場合

(イ) あなたが毎日、通学に利用している交通機関が運転を見合わせている場合

<注意> 「～注意報」の場合、平常に授業を実施するので、気をつけて登校すること。

- 3 午前11時の時点で「川崎市」に前記の警報が出ている場合、臨時休校とし、生徒は自宅学習となります。

4 その他

- ① 地域によっては、警報が解除になっても天候が回復していない場合があります。また、住んでいる自治体から自然災害に関する情報が出ている場合があります。登校できるかは状況に応じてご判断し、登校する際は、安全に十分注意して登校してください。なお、交通機関の事情による遅刻や欠席でも、出席扱いとなる場合があります。遅刻や欠席の場合は、当日以降すみやかに、担任まで連絡してください。
- ② 登校後に警報等が発令された場合には、天候や周囲の状況を見ながら下校等の措置を取る場合があります。その場合、すぐ一着等で連絡いたします。
- ③ 大きな災害が発生したときに備え、ご家族の方との集合場所や連絡手段等を日頃から確認しておいてください。